

瀬戸市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 12月26日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第35号

瀬戸市下水道条例の一部を改正する条例

瀬戸市下水道条例（昭和45年瀬戸市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(14)まで <省略></p> <p>(15) 責任技術者 愛知県下水道協会（以下「協会」という。）が実施する<u>排水設備工事責任技術者の資格認定のための試験（以下「試験」という。）に合格し、協会に登録され、排水設備工事責任技術者証（以下「責任技術者証」という。）の交付を受けたものをいう。</u></p> <p>(指定の申請)</p> <p>第6条の3 <省略></p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>(5) 専属する責任技術者の<u>責任技術者証の写し</u></p> <p>(6)及び(7) <省略></p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(14)まで <省略></p> <p>(15) 責任技術者 愛知県下水道協会（以下「協会」という。）が実施する<u>排水設備工事責任技術者試験（以下「試験」という。）に合格し、市に登録されている者をいう。</u></p> <p>(指定の申請)</p> <p>第6条の3 <省略></p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>(5) 専属する責任技術者の<u>排水設備工事責任技術者証（第6条の12第1項の規定に基づき市長が交付したものをいう。）の写し</u></p> <p>(6)及び(7) <省略></p>

(責任技術者の責務)

第6条の8 <省略>

(責任技術者の登録)

第6条の8 市長は、第6条の2第1項第1号において定める責任技術者についての登録を行うものとする。

(責任技術者の責務)

第6条の9 <省略>

(被登録資格)

第6条の10 試験に合格した者は、責任技術者の登録を受ける資格（以下「被登録資格」という。）を有するものとする。

2 前項に定める者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を受けることができない。

(1) 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 不法行為又は不正行為等によって試験の合格又は責任技術者としての登録を取り消され、その取消の日から2年を経過していないもの

3 被登録資格の有効期間は、試験に合格した日（以下「合格日」という。）から合格日から起算して5年経過後の最初に到達する3月31日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、これを1年間に限り延長することができる。

4 被登録資格の有効期間満了後もなお被登録資格を維持しようとする者は、協会が実施する更新講習（以下「更新講習」という。）を受講しなければならない。

5 更新講習を受講した者の被登録資格の有効期間は、更新講習を受講した日（以下「受講日」

という。) から受講日から起算して5年経過後の最初に到達する3月31日までとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを1年間に限り延長し、又は短縮することができる。

(登録の申請)

第6条の1 1 責任技術者としての登録を受けようとする者は、責任技術者登録申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

(1) 住民票の写し

(2) 写真

(3) 前条に規定する被登録資格を有することを誓約する書類

(責任技術者証)

第6条の1 2 市長は、被登録資格を有する者から前条の申請があったときは、責任技術者として登録を行い、下水道排水設備工事責任技術者証(以下「責任技術者証」という。)を交付するものとする。

2 責任技術者は、排水設備工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、市の職員等から要求があったときは、これを提示しなければならない。

3 責任技術者は、氏名、住所(住居表示の変更を含む。)又は勤務先に異動があったときは、直ちに責任技術者(住所・氏名・勤務先)異動届に異動の事実を証する書類及び責任技術者証を添えて、市長に提出しなければならない。

4 責任技術者は、責任技術者証をき損し、又は紛失したときは、直ちに責任技術者証再交付申請書を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

5 責任技術者は、第6条の1 5の規定により登

(責任技術者証)

第6条の9

責任技術者は、排水設備工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、市の職員等から要求があったときは、これを提示しなければならない。

録を取り消されたときは、遅滞なく市長に責任技術者証を返納しなければならない。同条の規定により登録の効力を一時停止されたときは、その停止期間中返納しなければならない。

(登録の有効期間)

第6条の13 責任技術者の登録の有効期間（以下「登録期間」という。）は、登録の日から被登録資格の有効期間の末日までとする。

(登録の更新)

第6条の14 責任技術者は、登録期間満了後も引き続き登録を受けようとするときは、期間満了日までにあらかじめ登録の更新（以下「登録更新」という。）を受けなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

2 登録更新を受けようとする責任技術者は、更新講習を受講しなければならない。

3 登録更新を受けようとする責任技術者は、市長が指定する期日までに責任技術者登録申請書に、次に掲げる書類等を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 住民票の写し

(2) 写真

(3) 更新講習受講修了証の写し

4 登録更新を受けた責任技術者の登録期間は、前条の規定にかかわらず、登録更新の日から被登録資格の有効期間の末日までとする。

(登録の取消し又は一時停止)

(協会への報告)

第6条の10 市長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、協会に対しその事実を報告するものとする。

(1) 協会の定める責任技術者の欠格条項に該当することが判明したとき。

第6条の15 市長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、又は6月を超えない範囲内において、登録の効力を停止することができる。

(1) 条例、規則等に違反したとき。

<p>(2) <u>第6条の8の規定に違反したとき。</u></p> <p>(3) <省略></p> <p>(公示)</p> <p><u>第6条の11</u> <省略></p> <p>(手数料)</p> <p><u>第6条の12</u> 市長は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申請者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>2及び3 <省略></p>	<p>(2) <省略></p> <p>(公示)</p> <p><u>第6条の16</u> <省略></p> <p>(手数料)</p> <p><u>第6条の17</u> 市長は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申請者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) <u>第6条の8で規定する責任技術者の登録</u> 1件につき2,000円</p> <p>(4) <u>第6条の14で規定する責任技術者の登録更新</u> 1件につき2,000円</p> <p>2及び3 <省略></p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の瀬戸市下水道条例（以下「旧条例」という。）第2条第15号の責任技術者である者（以下「旧責任技術者」という。）又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に愛知県内の下水道事業管理者（本市の市長を除く。次項において同じ。）の定めた条例若しくは管理規程の規定により責任技術者として登録を受けた者は、この条例による改正後の瀬戸市下水道条例（以下「新条例」という。）第2条第15号の責任技術者とみなす。

3 この条例の施行の際、旧条例第6条の12第1項の規定により交付されている責任技術者証（以下「旧責任技術者証」という。）又は施行日前に愛知県内の下水道事業管理者の定めた条例若しくは管理規程の規定

により交付されている責任技術者証は、新条例第2条第15号の責任技術者証とみなす。

- 4 第2項の適用を受ける旧責任技術者を専属させる場合は、旧条例第6条の3第2項第5号の書類に加え、試験に合格した者に協会が交付する合格証又は更新講習の修了者に協会が交付する修了証の写しを添付しなければならない。
- 5 第2項の適用を受ける旧責任技術者が旧責任技術者証を汚損又は紛失したときは、なお従前の例による。
- 6 第2項の適用を受ける旧責任技術者が旧条例第6条の12第3項に該当するときは、なお従前の例による。
- 7 市長は、旧条例第6条の12第3項の規定による届出を受理した場合は、速やかにその旨を愛知県下水道協会長に報告するものとする。